

# 平成20年塩尻市議会6月定例会

## 福祉教育委員会会議録

日 時 平成20年6月12日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第 1号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 教育委員会委員の任命について

議案第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第 9号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出10款教育費について

請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願について

### 出席委員・議員

委員長	丸山 寿子 君	副委員長	山口 恵子 君
委員	中野 長勲 君	委員	金子 勝寿 君
委員	石井 新吾 君	委員	青柳 充茂 君
委員	柴田 博 君	委員	古厩 圭吾 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

議会事務局長 神戸 保 君 庶務係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。定刻より若干早めではございますが、皆さまお揃いですので、ただ今から6月定例会福祉教育委員会を開会いたします。当委員会は、市民の生活にたいへん密着した委員会でございます。昨今は、いろいろ事件も起きており心の問題等叫ばれる中、私どもも、市民生活の向上のために今年度も頑張っていきたいと思っております。なお、本日午後ですが、榑川へ視察に行く予定でございますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。審査が第1でございますので、慎重審査をよろしくお願いいたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。報道機関より傍聴したい旨の申し出があります。これを許可することに

御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、傍聴を許可することに決しました。

#### 理事者あいさつ

**委員長** それでは、審査に入ります前に理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

**収入役** おはようございます。昨日までの本会議に引き続きまして、今、委員長さんから御挨拶がありましたように、福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。本定例会に上程してあります議案は少ないわけではありますが、重要案件でありますので、十分、御審議をいただきまして、原案お認めいただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、4月の人事異動に伴いまして、新しく異動して来られた職員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

〔 委員・職員自己紹介 〕

**委員長** はい。ありがとうございました。それでは、ただ今から議案の審査を行います。日程説明を先にさせていただきます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙、委員会付託案件表のとおりです。なお、委員会終了後の日程を副委員長より申し上げます。

**副委員長** おはようございます。それでは、説明させていただきます。本日、委員会審査終了後に、市内視察を行います。バスで木曾榑川小学校に行きまして、給食を試食し、その後、榑川保育園、および奈良井宿、国の重要文化財に指定されております手塚家等を視察いたします。視察終了後に、5時45分からあさひ館にて、懇親会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、榑川へのバスの出発時間に関しましては、審査終了後にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 議案第1号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

**委員長** それでは、ただ今から議案の審査を行います。なお、始めに際しましては、議事の円滑な進行のために、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。なお、関係のない部署の職員は、判断していただき退席していただいかまいませんので、よろしくお願いいたします。それでは、議案第1号、塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**福祉課長** 議案第1号の塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料の1ページをお願いいたします。提案理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正されまして、それに伴いまして、それを改正するものでございます。2番の概要でございますが、括弧1といたしまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づきまして、支援給付を受ける場合には、福祉医療費給付金の受給資格者としなないこととするものでございます。補足説明をいたしますと、現在、市内在住の中国残留邦人の方は7人おりまして、3月末現在で、そのうち5人の方が生活保護を受けておりました。5世帯ともとか、残留邦人本人と、その配偶

者の世帯でありました。法律が改正されまして、生活保護を受けていた本人と、その配偶者の方は、自動的に法律によります支援給付、これは、生活保護に準じた支援給付でございますが、移行しましたので、医療費につきましても、医療支援給付といたしまして、全額が公費負担されますので、生活保護同様、福祉医療費の受給資格者から除くというものでございます。括弧2といたしまして、引用している法令の名称が改正されましたので、それに伴いまして、福祉医療費の関係につきましても名称を改めたものでございます。3番の条例の新旧対照表でございますが、2ページをお願い致します。2ページに改正案と現行のものがありますけれども、第2条につきましては、引用をしている法令の名称を改めるとございます。現行のところの括弧5でございますけれども、5号の関係、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、これは、改正案のとおりです。老人医療というところを除きまして、療養給付および公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に改めるものでございます。その下に、下線を引いてありますけれども、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令につきましても、同様に、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に改めるものでございます。その下の下線のところ、老人訪問看護療養費明細書及び、のところは削除いたします。その下にまいりまして、第3条の関係になりますけれども、第3条2項の2号の下に、3号といたしまして、御説明申し上げております中国残留邦人等の円滑な帰国の促進云々の法律の規定に基づく支援給付を受けているものを除くという、ここを加えます。3号が入りますので、現行の3号が4号ということに変わります。1ページに戻っていただきまして、4番の条例の施行等でございますけれども、これが、福祉医療の切り替え日が、8月1日ということで、8月1日から施行するものでございます。ただし、引用法令に係わることにつきましては、交付の日から施行いたします。以上でございますが、よろしく願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問ありますか。

**柴田博委員** 条例が変わったことによって、今まで福祉医療給付を受けていた方が、改めて生活保護のような形に準ずるような形になるということなのですが、そのことによって、今までよりも給付金が少なくなるというようなことはないのでしょうか。

**福祉課長** 生活保護の場合にも、医療扶助ということで全額を負担しておりましたし、自動的に支援給付に変わりましたけれども、医療費が全く、全額公費負担になりますので、御本人に対して不利益は全くございません。

**委員長** 他にありますか。ないようですので、議案第1号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第1号、塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第2号 教育委員会委員の任命について

**委員長** 次に進みます。議案第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

**教育総務課長** それでは、議案集、また、議案説明関係資料を御覧いただきたいと思います。議案関係資料につきましては、3ページを御覧いただきたいと思います。議案第2号でございます。教育委員会委員の任命について朗読させていただきます。提案理由といたしまして、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。概要についてでございます。委員5人のうち、岡本たま氏が、平成20年6月26日に任期満了になることに伴い、次のものを適任者と認め、委員に任命しようとするものです。御子柴英文氏、新任ということでございます。昭和22年12月13日生まれでございます。資料をおめくりいただきまして、略歴書について申し上げたいと思います。お名前等については御覧いただいているとおりでございます。職業につきましては、現在、長野県嘱託員ということでございます。略歴についてでございます。略歴につきましては、塩尻市立塩尻中学校長、そこで7年、長野県教育委員会事務局義務教育課長としてお仕事をなされ、その後、御退任し、平成20年4月1日から現在でございます。長野県総合教育センター総合教育特別相談員といたしまして、現在、勤務いただいているという方でございます。以上、議会の同意を求めるものでございますので、よろしく申し上げます。

**委員長** 質疑を行います。委員より御質問ありますか。

**石井新吾委員** 今回の議案に対して異論があるわけではありませんけれども、現在、委員が5名の中で、女性委員が2名おりましたけれども、女性にというようなことで、この人もやっているわけなのですから、その点につきまして、どのような考え方であるか、お伺いしたいのですが。

**教育長** 教育委員の選任につきましては、まず、人格、あるいは識見に優れた者というのは、委員を選任する第1の理由というふうに考えております。従いまして、適任者を委員にお願いしたいということで、男女ということも当然あるわけですから、まず、は、そういう人格、あるいは識見というようなものを第一に考えまして、さらに、適時適任者をという中で、今回、提案をさせていただきました。

**石井新吾委員** はい。

**委員長** ほかにありますか。

**中野長勲委員** 現在、県の嘱託員ということですが、これは、嘱託員を続けながら教育委員になるということですか。

**教育長** そのとおりでございます。

**中野長勲委員** はい。良いです。

**柴田博委員** 教育委員に誰が適任かという審査、審議は、具体的にはどこがやられているのかということと、それから、1期やられた方は、任期になって次にどうするかという場合には、御本人の意向等もずいぶん考慮されていると思うのですが、そのへんについてはどのような形ですか。

**教育長** 現在の岡本委員ですけれども、これは本人の申し出によりまして、家庭の事情といいますか、具体的には、お母様の介護等が大変になってきているというような事情等で、任期で退任したいという本人の意向でございます。それから、どこで適任者かどうかを判断をしているかという点でございますけれども、一応、私といたしまして、市長からの相談を受け、まず、これからの塩尻市の教育を考える上で、今、教育基本法も改正され、それに伴いまして、教育三法も改訂されるという中で、学習指導要領の改訂とか、いろいろ問題が山積している中で、そういうものにしっかり対応していくというようなことが、今、我々、教育委員会にも求められているのではないかと、現況等もあわせながら、長野県教育の実際的な先端に立たれていたという経験も、大いに生かしていただけないかという観点から、市長に内々に申し上げ、今回の議案の提案に至ったという状況でございます。

**柴田博委員** 教育委員会の中で論議をしているというわけですか。

**教育長** はい。

**柴田博委員** そうすると、今回は、前任者が御本人の希望でということで問題がないと思うのですが、そういう場合ではなく、例えば、今いる5人の中で次はどうするかという話を全般的にするような場合にも、その中でやられるということですか。例えば、例は違うが、犬山市で、学力テストの件をめぐって教育委員を増やしたりというような形がありました。あのような際でも、例えば、誰が適任者が、誰が適任者でないか、というような論議をしなくてはならないような場合にも、教育委員会の中で、自分たちの中で、それをやるということなのでしょうか。

**教育長** 今までは、そのような慣例できておりますので、そういう中で、特に今まで、不測の事態というようなものも起きていないということで、踏襲してきたという状況でございます。一応、任期の来るところでは、本人の意向等も確かめた中で、出来れば、1期というのはちょっと教育委員として不十分かなというような一考もありますので、出来れば2期くらいはということで今まできているわけですが、これは、あくまで御本人の個人的な事情等も十分考慮していかなければいけないものですから、そのような状況で今回はこういう提案に至ったものです。

**委員長** 他にありますか。それでは、ないようですので、議案第2号、教育委員会委員の任命につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第2号、教育委員会委員の任命につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

#### 議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

**委員長** 次に議案第5号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

**人権推進室長** 説明資料の9ページを御覧いただきたいと思っております。議案第5号、人権擁護委員の候補者の推薦について。提案理由、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。概要につきましては、委員10人のうち、佐原府治男氏が平成20年9月30日に任期満了となることに伴い、再び同氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。お名前につきましては、佐原府治男氏、再任でございます。略歴書につきましては、10ページにありますので御覧いただきたいと思っております。現在、武蔵工業大学の第二高等学校の非常勤講師、それと、人権擁護委員もしていただいております。任期は10月1日から3年間ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**委員長** 質疑を行います。委員より御質問はありますか。

**石井新吾委員** 現在10名の委員がいることになりましたが、女性は何人いるのですか。

**人権推進室長** 10名のうち、6名が女性でございます。

**委員長** 他にありますか。それでは、ないようですので、議案第5号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第5号、人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

#### **議案第9号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出10款教育費について**

**委員長** 次に移ります。議案第9号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

**教育総務課長** それでは、補正予算書の第1号、11ページ、12ページを御覧いただきたいと思います。補正の内容につきましては、学校安全支援事業ということでございまして、地域見守りシステム中継機増設に関する委託料でございます。これにつきましては、合併特例交付金、これが、5月9日付けで交付決定がなされてまいりました。よって、この財源をもとに、より充実した見守りシステムを確保していこうという部分でございます。内容は、2千334万4,000円の内訳でございます。中継機は、現在、北小野地区には、まだ設置されていないという部分で、約40台を設置したいというものでございます。トータル130台分がございまして、あと残りの9校分、90台を各地区、それぞれまだメッシュが細かくなっていない部分等がございまして、より有効なシステムとするために90台分を、今後、各学校の利用者の方にアンケートを取る予定であります。また、この月末には環境所作と申しまして、それぞれの現場の中継機が、どの程度で、どういう電波の飛び方をしているのかというような調査をいたしまして、検証をしながら、より有効な場所にこの90台を設置してまいりたいという部分でございます。また、そのほかに、北小野地区の、電波が一番最初に入ってくるという現状を見ると、この3台を設置していく。また、あわせて、これには、中継機を取り付けるのを御覧になっていただいている方もおいでになると思いますが、カーブミラーの上にポンと乗っている部分も良くございます。この部分に対する取り付け金具、取り付けポール等を予定いたしまして、2千334万4,000円ということでございます。

続きまして、学校管理諸経費、普通旅費の部分でございます。また、中学校負担金として、自治体国際化協会負担金、それぞれでございます。これにつきましては、英語の教育を外人の先生にお見えいただいております。ゼットプログラムということで、自治体国際化協会からの派遣ということで入ってきていただいて、それぞれ、中学校、また小学校へお入りいただいてやっているわけでございますけれども、契約が1年ごとでございまして、一般的には2年いていただける方が多いということで、新年度には計上してございませんでした。今、西部中を担当しておられるカナダからお見えになっている女性の先生が帰国をするということで、帰国旅費として200,000円、また、新たにお招きをする方がおいでになります。これにつきましては、自治体国際化協会の負担金として、それぞれ全国で何百人と入ってくる中のプール計算で、負担金として収めていくという形でございまして150,000円分をこの自治体にお支払いしていきたいという部分でございますのでお願いします。今、後任につきましては、アメリカからの方を今予定して進めているところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問ありますか。

**石井新吾委員** 現在、子機を持って、端末機を持っているのに、エリア外という方がいるというようなことを

聞いていますけれども、現在、市内には、そういった方は何名くらいいるか把握していますか。

**教育総務課長** 今、何名かというようなお話がございまして、数字的に細かいものを持っておりません。いずれにしても、毎年、例えば、お持ちになる児童が6年間使う場合、新入生で入ってきたときに、今、エリア外ということもございまして、今後、いろいろなパターンが予想されるものですから、取りあえず、今年度の分につきましては、130台の中継機で、今あるシステムが、より有効に動くようなかたちでもっていきたいということで、充実を考えているということでございまして、よろしく申し上げます。数字的なもの調べませんけれども、係長から若干、御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

**教育企画係長** ただいまの関連ですけれども、子機の所有者の住所地を把握して、エリアに通達するということとはやっておりませんので、実際に現在の購入者の中で、自宅外エリア外である方というのは把握しておりません。ただ、先ほど課長が申し上げましたけれども、これからデータを取る中で、そういったことも、本人から情報として聞きまして、今後の運営に対応していきたいと考えております。

**石井新吾委員** 今回、増設ということで、北小野地区中心ということなのですが、それでアンケートを取ることなのですが、そのアンケートによって、おそらく今まで端末機、子機を持っていながらエリア外だった方のものというのは、わかってくると思うのですが、その点、十分な把握が出来ていないということなのですが、今回の補充で、その点がカバー出来るのかどうかというのはわからないかと思うのですが、その辺はどうですか。

**教育総務課長** 実は、当初、募集して買っていただくときに、中継機が、大体このエリアでございましてという位置の説明をして、私は中継機の外に出ているけれども、ぜんぜん使えないのですか、というような質問等を受けながら、通学途中で、家から出て400メートル先からは中継機の電波内に入って、そこからはお子さんがどういう形で歩いた、また、事故があったときには、そのエリア内で発信されたときには警報が出ます、というような御説明をさせていただきながらやってきた経過でございまして。よって、加藤廣はエリア外であって、というような個々の私ども今は追跡はしていないというような状況でございまして、今までよりも、それぞれ、1個あたりでいきますと、10台くらいの増設というような形になりますけれども、多少、密度が上がって精度というよりも、空間であったドーナツの芯のようなところが緩和されてくるというような部分でございまして、よろしくご理解をお願いいたします。

**石井新吾委員** 今回、増設ということで、また不備な点、エリア外になるところもあるかと思うのですが、そういうものも追跡調査をして、しっかりカバー出来るような方向でしていくようにお願いをしておきます。

**委員長** ほかにありますか。

**柴田博委員** 今の石井委員の質問と関係するわけですが、90台を各校に分けて設置をしたあと、それでもまだエリア外がある所というのは、大体どの辺が残るのか今わかればお聞かせください。

**教育総務課長** 具体的な御質問でございまして、それぞれ、指定通学路という形を、当市はとっておりません。よって、それぞれが歩くところが、すべて悪い言い方をすれば、通学路というようなイメージになってしまうわけでございまして、これを網羅するためには、大変莫大な経費がかかるという部分がございまして、出来るだけ幹線道路、また、例えば、前回は御論議いただいた経過がございまして、ご質問いただいた経過も東山のバスで下りて、家まで1キロ歩くと。この間はどうかというような部分も現実には

出てまいりますけれども、現在のところ、人口の密集している場所、また、どこで事故があるのかわからないのですけれども、統計的には、人口密度が高いところが事故が多いという部分もございまして、全部をいつまでに整備出来るかというのは、これから私どもも、努力してまいりますという部分でございますし、その辺は、モデル事業から一歩進んで立証をして、これからどういう課題があるかという部分を含めながら、拡大に向けた取り組みをしていくというものでございますので、よろしく申し上げます。

**柴田博委員** 今までのところの実施状況といえますか、結果というようなものは、わかっている範囲で何かあれば教えてください。

**教育総務課長** 大変ありがたいことございまして、2月上旬から配布を始めた経過でございます。この当時は、いたずらといえますか、試しで緊急通報が入ったということがございます。しかし、その後、実際に通学途上、下校途上で、不審者によってピンが抜かれたというような状況は現在のところ発生しておりません。なお、私どもも、検証を進めなければならないということで、外に出る職員に持たせて、どこで経路外を見たとか、通学区毎にセットが出来ると。例えば、この市役所が学校とすれば、学校以外の通学区、中継機に番号が全部振ってあります。これは、この通学区内の中継機です。この3番という中継機が受信をするとエリア外が出ました、というメールが入ってまいります。そういう中で、自分の子どもが下校途中に、どこか他のエリアに行っている、私は知らないという場合には、お父さんやお母さん、保護者の方が対応するというような形、または、学校へ連絡するというような形がとれるというようなことでございます。大きな事件は今のところ起きておりませんので、よろしく願い致します。

**副委員長** この見守りシステムの件で、これを一番初めに、地域のPTAの方とかが、地域で説明をいただいたときに、まず、西小のモデルの様子をビデオで見せていただいた中には、学校の先生がそれをキャッチして、先生が対応をさせていただいているような映像があったと思うのですが、現在、学校の先生は、どのように関わっていらっしゃるのか教えていただければお願いします。

**教育総務課長** 現在、具体的には、保護者にまずメールがまいります。そして、保護者が必要性に応じてタクシーの業者さん、具体的には美勢タクシーさんに御協力いただき、駆け付けていただけるということになっております。そして、もし、事件性があったという部分については、保護者の判断で、警察、学校等へ御連絡をいただくという今現在システムにしておりますので、よろしく申し上げます。

**委員長** 他にありますか。それでは、ないようですので、議案第9号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第9号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願について

**委員長** それでは、次に進みます。請願です。それでは、これより請願の審査を行います。当委員会へ付託されました請願は全部で1件であります。請願6月第1号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願について審査をいたします。事前に文書表が配布されておりますので朗読を省きたいがよろしいでしょうか。それでは、

この請願に対しまして、委員より御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

毎年出されているものではありませんが、審議して請願は意見書を提出していただきたいということもありますけれども、まずは請願を採択するかどうかというところでお願いをしたいと思います。毎年出されているものがありますけれど、事務局で県内の状況をお願いします。

**事務局** 現在調べましたところ、受理が17市、採択が3市、不採択が1市、意見書が3市、審査前が13市となっております。

**柴田博委員** あえて指導されているということなのですからけれども、昨年から今年にかけてこの関係で何か制度的に変わったとか、変えようかという動きがあるのかどうか、その辺については監督署ではどのようにお考えですか。

**教育総務課長** 私どもが承諾している範囲では、2分の1から3分の1下がって、それぞれの皆さん、県職員が一番メインでございますけれども、私ども市町村教育委員会、市町村のみの中では大きな変化、または変わっていくという情報は出ておりません。

**委員長** 他にどうですか。

**中野長勲委員** 当時2分の1であったけれども、これが今現在3分の1になってしまったのだけれども、その辺の差額については直接関係があるのか、あとの3分の1はどこで見ているのか、そんなところがわかれば。要するに2分の1あったものが3分の2になったという、少なくなった分についてはどのようになっているかということを知りたい。

**教育総務課長** 細かく勉強不足の部分がありますけれども、義務教育費全体で見たときには、今国が30パーセント、都道府県が40パーセント、義務教育ということですと全体の枠が広いわけですから、市町村の約3割というのが全国的な平均的な数字ということは、御承知したところでございますけれども、これについて8,500億円程度の減額をしたという部分でございますが、この裏打ちとしまして交付税と税源移譲という部分、要は交付税の中に入っているということをおっしゃるのですけれども、この分として何百何十何円入りますとは言わないわけです。ですから具体的にこれが影響がどの程度出ているのか、本来ならば100億円分が一般財源として使えるべきものが、要は人件費に回らざるを得ないとか、このような数字的なものはとらえていないのですが、交付税と税源移譲によって裏付けをしているのです、というような認識で私どもはおりますけれど、よろしくをお願いします。

**中野長勲委員** ただ毎年こうやって請願して運営を要望しているのだけれども、結果増えるなら良いけれども、削られているというところに何か矛盾があって疑問点があるのだけれども、毎年やっていることだからあえてここで出さないという、今事務局の話だと不採択というところもあるようだけれども、それは別として結果的にはこのような結果になってしまっているけれども、採択してあげていくより仕方ないかと思っています。

**柴田博委員** 件名が堅持に関する請願ということになっているのですが、請願趣旨の要所の中にはどのように意見書をあげてくれということはあまり書かれていないのですけれど、もし請願されているところから意見書案のようなものがもし来ているのであれば、いずれにせよ読ませていただけると、どんな意見書が出してくれということがわかるので良いと思うのですが、いかがでしょうか。

**委員長** 文書に案までは付いていますか。

**青柳充茂委員** 意見書があるなら、それを付けてくればいい。

**柴田博委員** 普段は出していないのですか。

**委員長** 普段は出していない。

**青柳充茂委員** いいえ出しています。私が紹介委員をやっているところは、

**柴田博委員** いいえ出しているけれども、ここの中には付けていないということですね。

**青柳充茂委員** 今回は付いていないです。

**委員長** 委員会の審査で毎年出してはいなかったものですから。毎年出ているものなのである程度皆わかっている。

**古厩圭吾委員** 今回の委員の対応の中では、重複しないようにやっているのですよね。そうすると紹介委員は必ずその中の一人ではないわけです。そうするともし参考意見をとるといったようなことが出来た方が良かったら、今後はそのようなものは、今回のような意見についての対応を考えてもらおうではないか。ここだけではなく、全部の委員会で。

**委員長** 他の委員会で前日も来ていただいたというところもありますけれども、委員長から事務局に言っているところがあると思います。今回はどうしようかと思ったのですが、毎年出てきていて、委員の皆さんもだいたい内容をわかっているので、今回はあえて呼ばなかったのですけれど、そういうことであれば次回は。

**古厩圭吾委員** 原則的には、紹介委員には個人的に言っておいた方がいろいろな面で話をするときに楽のような気がしませんか。

**委員長** そうですね、では今回はこの内容だったものですから、少しあれでしたが。紹介委員どこまでというところがありますよね。当事者ではないので。

**青柳充茂委員** 事前に諮るとのことだね。紹介委員の出席が必要かどうかということも事前に。必要ないといったら良いが。

**委員長** それは当委員会とはということですか。

**古厩圭吾委員** 委員会にのみということと基本的には出してもらおうと、そういう形の方が良いのではないか。紹介しているのだから、その人が私は知りませんでは少し無責任ではないか。

**委員長** 当委員会独自という意味ですよ。

**青柳充茂委員** そうです。取りあえずは。

**古厩圭吾委員** 私はその方が良いと思います。いずれは議会運営委員会ということも。

**金子勝寿委員** 議会改革で結局1日委員会とする理由の一つとしては、こういう時に紹介委員が来てなぜ説明しないのかという意見も出ましたので、今の古厩委員の意見に私は賛同しています。

**委員長** 委員としてお願いするということですね。

**柴田博委員** 意見書を読ませていただきますと、堅持という以下は2分の1に戻してくれという要望書のようでもありますけれども、私はやはりそのとおりだと思いますので、採択をして意見書をあげるべきだと思います。

**委員長** 今採択をして意見書をあげるという意見が出されていますが、他にありますか。では、他にないようですので、採択をしてそして意見書をあげるという意見で皆さんそのとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは異議なしと認め、請願 6 月第 1 号は全員一致で採択と決しました。

**柴田博委員** 意見書の中味を聞くのは、

**委員長** まず採択の宣言をしてからで良いのでは、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願につきまして、採択するものと決しました。それでは意見書ですけれども、意見書の取り扱いをどのようにいたしますか。一応案は事務局に作ってもらってはありますけれども、どのようにしますか。

**柴田博委員** これとは別にですか。

**委員長** 毎年来ていて毎年出しているの、元にする何か案があればそれを見ながらどういう意見書にしていこうかということで、あくまで案ですけれどもあるので、作ってもらってはありますけれども、では配布をお願いします。要望を合わせた中で参考の資料として。

ただ今、事務局から配ってもらいました案ですけれども、これは毎年出されている内容で、だいたいこのような感じで塩尻市議会として出しているという、一応それを元に作ってまいりました。ですので、提出者の方から出されている意見書の案と合わせていただきまして、御意見があればお願いしたいと思います。

**中野長勲委員** 同じものだよ。

**委員長** 同じでしたね。

**古厩圭吾委員** 基本的にはこれをお願いするので、後は正副委員長に最終的な確認についてはお任せをするという方向で私は良いと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

**中野長勲委員** 今、柴田委員が言いましたけれども、最初の見出しで、堅持に関する意見書というこれで良いのですか。最終的には、2 分の 1 の元に戻せということで要望しているのだけれども。その辺のところは、正副委員長で。

**委員長** それでは文案につきましては、正副委員長に任せていただくということによろしいですか。

それでは意見書を提出することといたします。それでは請願の審査はこれで終了といたします。審査は以上ですけれども。

**福祉事業部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。福祉行政、教育行政、生涯学習行政に関する事項につきまして、議会閉会中も継続して審査をしていただきますようお願いいたします。以上です。

**委員長** ただ今、継続審査の申し出がありました、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告、及び意見書の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者より挨拶があればお願いいたします。

**収入役** 上程いたしました全ての案件について、全案可決いただきましてありがとうございました。

少し蛇足ですが、先ほどの請願に絡んで、やはり税源移譲に伴って、それぞれ国庫負担が地方へしわ寄せが来ておりまして、その要因が扶助費いわゆる義務的経費、計上経費がこの自治体でも、のし上がってきていると

いう傾向であります。これを意見書として提出していただくのが妥当ということでありまして、放っておけば生活扶助費も義務的経費も義務教育費もだんだん地方の負担が増えてくるような傾向がありますので、そんなことが少し感じましたので蛇足で申しあげたところであります。大変ありがとうございました。

**委員長** 以上をもちまして6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

午後 11時 13分 閉会

平成20年6月12日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長

丸山 寿子

印